

国外転出時課税制度、特に非居住者への相続の場合の基本的留意点

1 はじめに

この7月1日から、いわゆる国外転出時課税制度が施行されます。この制度は大きく3つに分かれています。その1は、有価証券(外に未決済の信用取引等や未決済のデリバティブ取引についても同様の制度がありますが、ここでは有価証券に限定して説明します。なお、有価証券とは、所得税法上の有価証券であり、上場株式はもちろん、国債等の債券や非上場株式、同族会社の株式、医療法人の出資者持分も含まれます。)を有する日本の居住者自身(本人)が国外に転出する場合のみなし譲渡課税、その2は、居住者の有する有価証券が贈与によって非居住者(非居住者とは、住所、すなわち生活の本拠が外国にある個人を指します。)に移転した場合のみなし譲渡課税、その3は居住者の有する有価証券が相続(遺贈も含まれます。以下同)により非居住者に移転した場合のみなし譲渡課税です。(所得税法60条の2、60条の3)

いずれも、それらの事象が生じた時に、その有価証券の時価で、国外転出者、贈与者又は被相続人による譲渡があったものとみなされます。それは、それらの方に、その有価証券の時価譲渡課税がされる、ということです。いずれも、それらの事象が生じた時の有価証券の時価が1億円未満である場合等についてはみなし譲渡課税は生じません(適用除外)が、適用除外に当たらない場合、特にその3については、注意が必要と思われます。それは、その1とその2は、転出や贈与をする居住者の意思で実行する・しない、する場合の時期や規模等をコントロールできますが、その3は突然やってくる場合もあり、また、そうでないとしても、その時期を自由にコントロールすることは難しいからです。以下、その3について思うところを整理してみます。(なお、制度自体の詳細や国外転出課税が適用された場合の納税猶予制度があること、その適用要件などは、東日本銀行コンサルNEWS No.179や同181をご覧ください。)

2 相続による移転の場合の問題

(1)まず、国外転出時課税は、堂々と実質的に二重課税をすることを宣言しているものと理解できます。なぜなら、含み益がある状態の有価証券について、その含み益部分について同制度により所得税が課税されるとともに、その含み益部分は、その有価証券の相続税の

課税価格にも含まれ、相続税が課されるからです。納税者としては、まず、1億円以上の時価があると見込まれる有価証券が相続財産に含まれるかどうかの確認・見通しが必要です。念のために言いますと、1億円以上かどうかは、非居住者である相続人が相続で取得した有価証券の価額で判断するのではなく、あくまで、被相続人の(相続直前に)保有していた有価証券の時価の合計額で評価・判断されます。

(2)同時に、1億円以上の有価証券(を有する居住者)の相続が想定される場合は、(推定)相続人に非居住者がいるか、今はいないとしても、将来そうならないかについての見通しが必要です。相続人に(将来も含め)非居住者が‘いない’のであれば、国外転出時課税のほうは生じませんから実質二重課税の心配はありませんが、‘いる’場合は、その非居住者に有価証券を相続させるべき(させざるを得ない)か、それ以外の財産を相続させるか(それ以外の財産は、適切かつ十分か)等について相続プランを(できれば相続人を含めて)事前に練っておく必要があります。海外に仕事や目的をもって居住し活躍している相続人を、不確定な相続に備えて、そのためだけに日本に帰国させる・してもらおうというのはやはり本末転倒でしょうし、本人の抵抗も大きいはずです。

突然相続が発生してしまった時も、国外転出時課税の対象とならないような遺産分割(非居住者には有価証券以外の財産を相続させる等)をできるだけ図ることが租税負担の面からはオススメです。

3 終わりに

以上の準備のためには、例えば、優良な同族会社等の非上場会社のオーナーで、相続人に非居住者がいる場合は、定期的にその保有株式やその他の有価証券について時価評価をしてその価値を把握しておくことが必要ではないでしょうか。また、相続問題に関わる税理士等の専門家は、今後、相続の場合の国外転出時課税を念頭に置いて、相続人の状況(居住者か非居住者か)を常に更新して的確なアドバイスをすることが必要でしょう。また、納税資金対策の面から、国外転出時課税の納税猶予制度(所得税法137条の3)についてもその利用を前提に、その要件等に対応した準備をしておくことが望ましいと思われます。